

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、公告する。

令和8年4月9日

高松法務局観音寺支局

登記官 松浦孝二

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4702-2024-0014	観音寺市伊吹町字多中ノ元839番